

保育士養成課程及び教員養成課程における授業展開

—「音楽Ⅲ」の実践をとおして—

武田恵美*

1. はじめに

平成29年3月、厚生労働省が「保育所保育指針」を、内閣府・文部科学省・厚生労働省が「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を、文部科学省が「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」をそれぞれ改訂・告示した。この「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」は、平成30年4月1日から施行される。また、「小学校学習指導要領」は、平成32年4月1日から施行されることになっている。筆者は、これらの改訂・告示にともない、保育士養成課程及び教員養成課程に係る科目の授業内容及び展開方法を見直す必要があると考えている。

音楽に係る授業内容についての先行研究は、村山（2009）が保育者となる学生に必要とされる音楽力を段階別にプログラミングしている¹⁾。また、明和ら（2017）が小学校における音楽指導に必要な技能として有用なコード伴奏法の実践を明らかにしている²⁾。

本稿は、筆者が担当している「音楽Ⅲ」の授業内容をふり返り、新しく施行される「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」と授業内容を照合し、平成30年以降の授業内容及び展開方法を検討・考察するものである。

2. 研究目的

平成29年3月に「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」が改訂・告示されたのを受け、筆者が担当している「音楽Ⅲ」の授業内容をふり返り、4つの法令と授業内容を照合し、平成30年以降の授業内容及び展開方法を検討し、改善点を明らかにすることを目的とする。

3. 研究手順

平成29年春学期開講の「音楽Ⅲ」について、学生に提示しているシラバス及び授業内容の詳細を列記した表を作成する。そして、授業内容が「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」の内容に適合しているものであるか否かを照合する。また、照合した結果をもとに平成30年以降の授業内容及び展開方法を検討し考察する。

尚、「保育所保育指針」は、「第2章 保育の内容」より「1 乳児保育に関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ウ 身近なものに関わり感性が育つ（ウ）内容の取扱い」2項目、「2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 オ 表現（ウ）内容の取扱い」4項目、「3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容（2）ねらい及び内容 オ 表現（ウ）内容の取扱い」3項目と照合する。「幼

* 東海学園大学教育学部 非常勤講師

保連携型認定こども園教育・保育要領」は、「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」より「第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 ねらい及び内容 身近なものに関わり感性が育つ 3内容の取扱い」2項目、「第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容 ねらい及び内容 表現 3内容の取扱い」4項目、「第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 ねらい及び内容 表現 3内容の取扱い」3項目と照合する。「幼稚園教育要領」は、「第2章 ねらい及び内容」より「表現 3内容の取扱い」3項目と照合する。「小学校学習指導要領」は、「第2章 各教科 第6節 音楽」より「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」と照合する。

4. 分析対象としての授業概要

「音楽Ⅲ」は、2年次春学期開講科目で、保育士資格取得の選択必修科目となっている。また、幼稚園教諭一種免許状取得の必修科目、小学校教諭一種免許状取得の選択科目となっている。授業は、1クラス約40名を2グループに分け、「集団授業」と「ピアノ個人レッスン」を45分入れ替え制で展開している。3つの資格及び免許状の取得に係る授業科目として開講されているが、必修・選択などの種別も様々で、学生の目標とする部分も多様である。

また、学生の現状を見ると、「音楽Ⅲ」を履修する学生は、「音楽Ⅰ」及び「音楽Ⅱ」を既習している。「音楽Ⅰ」は、1年次春学期に開講され、音楽の基礎理論及びピアノの演奏技術を習得している。「音楽Ⅱ」は、1年次秋学期に開講され、ソルフェージュ、歌唱及びピアノ演奏技術を習得している。しかし、「音楽Ⅲ」の授業を展開する中で、学生が音楽の基礎理論を理解できていないのではないかと感じることもある。そこで、音楽の基礎理論として扱われる音価、変化記号、音程などにもふれながら授業展開している状況にある。また、学生の音楽歴をみると、幼少期からの習い事を経て入学している者や中学校、高等学校における音楽系課外活動などを経て入学している者が少ないように感じる。つまり、義務教育で学んだ程度の音楽知識を有する学生であると考えられる。

「音楽Ⅲ」における集団授業の到達目標は、コードネームによる簡易伴奏法の習得により、子どもの歌の弾き歌いができるようになることである。

尚、本研究において取扱う部分は、45分で展開している「集団授業」についてである。

5. 授業内容と法令との照合

平成29年春学期開講の「音楽Ⅲ」について、授業内容が「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」の内容に適合しているものであるか否かを照合する。

5-1. 「保育所保育指針」との照合

第1週から第5週の授業内容は、保育所保育指針の照合する項目に該当しない。第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導している。この観点から保育所保育指針の照合する項目に対して指導できていると考える。第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から保育所保育指針の照合する項目について指導できていると考える。第8週から第10週の授業内容は、保育所保育指針の照合する項目に該当しない。第11週の授業内容は、様々な調性におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から保育所保育指針の照合する項目について指導できていると考える。第12週及び第13週の授業内容は、保育現場における実践的な伴奏法を指導している。この観点から保育所保育指針の照合する項目に対して指導できていると考える。第14週の授業内

容は、リズムを用いた伴奏法を指導し楽曲をアレンジする能力を求めた内容でもある。この観点から保育所保育指針の照合する項目に対して指導できていると考える。第15週及び第16週の授業内容は、保育所保育指針の照合する項目に該当しない。

5-2. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との照合

第1週から第5週の授業内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に該当しない。第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導している。この観点から幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目について指導できていると考える。第8週から第10週の授業内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に該当しない。第11週の授業内容は、様々な調性におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目について指導できていると考える。第12週及び第13週の授業内容は、保育現場における実践的な伴奏法を指導している。この観点から幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第14週の授業内容は、リズムを用いた伴奏法を指導し楽曲をアレンジする能力を求めた内容でもある。この観点から幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第15週及び第16週の授業内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の照合する項目に該当しない。

5-3. 「幼稚園教育要領」との照合

第1週から第5週の授業内容は、幼稚園教育要領の照合する項目に該当しない。第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導している。この観点から幼稚園教育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から幼稚園教育要領の照合する項目について指導できていると考える。第8週から第10週の授業内容は、幼稚園教育要領の照合する項目に該当しない。第11週の授業内容は、様々な調性におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。この観点から幼稚園教育要領の照合する項目について指導できていると考える。第12週及び第13週の授業内容は、保育現場における実践的な伴奏法を指導している。この観点から幼稚園教育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第14週の授業内容は、リズムを用いた伴奏法を指導し楽曲をアレンジする能力を求めた内容でもある。この観点から幼稚園教育要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第15週及び第16週の授業内容は、幼稚園教育要領の照合する項目に該当しない。

5-4. 「小学校学習指導要領」との照合

第1週の授業内容は、小学校学習指導要領の照合する項目に該当しない。第2週の授業内容は、主要三和音を基にした和音の概念及び和音記号、簡易伴奏の基本を指導している。これは、教員としての知識に該当する部分であるが、属七の和音について指導できていない。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第3週の授業内容は、長音階及び短音階、調性を理解する内容を指導している。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第4週の授業内容は、ハ長調における主要三和音を指導している。しかし、ハ長調の属七の和音について指導できていない。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第5週の授業内容は、コードネームの知識について指導している。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に該当しない。第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導している。

しかし、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材ではない。また、主要三和音を用いた伴奏法を扱うことから属七の和音について指導できていない。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。しかし、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材3曲のみである。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第8週及び第9週の授業内容は、小学校学習指導要領の照合する項目に該当しない。第10週の授業内容は、教員としての知識に該当する内容であるが、属七の和音について指導できていない。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第11週の授業内容は、ト、ヘ、ニ長調におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導している。しかし、属七の和音について指導できていない。また、調性を限定しているため様々な調性における伴奏法の習得には至っていない。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第12週の授業内容は、主要三和音を用いた伴奏法を指導しているが属七の和音について指導できていない。また、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材1曲のみである。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して改善を要すると考える。第13週の授業内容は、教育現場における実践的な伴奏法を指導している。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第14週の授業内容は、リズムを用いた伴奏法を指導し、楽曲をアレンジする能力を求めた内容でもある。この観点から小学校学習指導要領の照合する項目に対して指導できていると考える。第15週及び第16週の授業内容は、小学校学習指導要領の照合する項目に該当しない。

5-5. 授業内容と4つの法令との照合

5-1から5-4の照合した内容を表にまとめた。また、各法令の内容について「指導出来ている項目」には「○」を、「改善を要する項目」には「△」を、「該当しない部分」には「-」を付した(表1)。

表1 授業内容と4つの法令との照合

週	シラバス (授業計画)	授業内容の詳細	保育所 保育指針	こども 園教育・ 保育要領	幼保連 携型認 定 幼稚園 教育要 領	小学校 学習指 導要領
1	授業説明	・授業内容及び単位習得に関する事項を理解する。	-	-	-	-
2	和音とは・音名	・日・伊・英語で音名を理解する。(練習問題を解くことを含む) ・和音の概念、和音記号、主要三和音、根音を理解する。 ・簡易伴奏は、主要三和音を基に考えることを理解する。	-	-	-	△
3	調性	・長音階、短音階を理解し、24の調を知る。 ・調名、主音と調号の関係性を理解する。(練習問題を解くことを含む) ・日・英語の調名を理解する。 ・調号から調性を理解する。(練習問題を解くことを含む)	-	-	-	○
4	ハ長調主要三和音	・子どもの歌の調性を探る。 ・ハ長調の音階、和音を理解し、和音記号をから主要三和音を探る。	-	-	-	△
5	ハ長調主要三和音 とコードネーム	・コードネームを理解する。 ・ハ長調主要三和音のコードネームを理解する。 ・和音の基本形、転回形を理解し、構成音から和音を判断する。	-	-	-	-
6	ハ長調主要三和音 の演習	・Iの和音を基本としIV、Vの和音を近隣の鍵盤から探す。 ・ハ長調主要三和音の様々な連結パターンを習得する。 ・主要三和音の和音記号とコードネームが一致する力を習得する。 ・「メリーさんの羊」、「せんせいとおともだち」、「おかえりのうた」を左手のみの簡易伴奏で弾く。	○	○	○	△

7	ハ長調コードネームで伴奏付け	・コードネームを手の形や音の響きに注意しながら習得する。(視覚的に理解することを含む) ・「ちょうちょう」、「思い出のアルバム」、「きらきら星」、「かたつむり」、「とんぼのめがね」、「どんぐりころころ」、「春がきた」、「虫の声」を左手のみの簡易伴奏で弾く。	○	○	○	△
8	ピアノ実技試験	・集団授業は実施しない。	-	-	-	-
9	ハ長調主要三和音と伴奏付けの確認	・筆記試験(音名、和音、調性、ハ長調主要三和音、和音記号、コードネーム) ・実技試験(ハ長調主要三和音の和音記号及びコードネーム)	-	-	-	-
10	いろいろな調の主要三和音とコードネーム1	・ト、ヘ、ニ長調の音階、和音を理解し、和音記号をから主要三和音を探る。 ・ト、ヘ、ニ長調主要三和音のコードネームを理解する。	-	-	-	△
11	いろいろな調の主要三和音とコードネーム2	・ト、ヘ、ニ長調主要三和音の簡易伴奏を習得する。	○	○	○	△
12	ハ長調とニ長調主要三和音の演習	・「きらきらぼし」を用いて、ト、ヘ、ニ長調主要三和音の簡易伴奏を習得する。 ・「とんぼのめがね」を用いて、ト長調主要三和音の簡易伴奏を習得する。 ・「うみ」を用いて、転調の仕組みを理解する。 ・「とんぼのめがね」、「あわてんぼうのサンタクロース」を用いて、ハ長調主要三和音の簡易伴奏を習得する。	○	○	○	△
13	移調と伴奏付け	・移調の理論及び方法を理解する。 ・「春が来た」、「かたつむり」を用いて、左手のみの簡易伴奏を移調する。	○	○	○	○
14	様々な伴奏形	・左手のみの簡易伴奏を変化させることによって生まれるリズムパターンを知る。 ・「ちょうちょう」を用いて、リズムパターンを活用した簡易伴奏を習得する。	○	○	○	○
15	移調と伴奏付けの確認	・筆記試験(音名、音階、和音、調性、移調、ハ、ト、ヘ、ニ長調主要三和音の基本形と転回形、和音記号、コードネーム) ・実技試験(簡易伴奏)	-	-	-	-
16	定期試験	・集団授業は実施しない。	-	-	-	-

6. 結果と考察

5-1、5-2、5-3では、同じ結果が得られた。この結果より「該当しない」となった部分以外についてを見ると、第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導し、照合する項目に対して指導できていると考えた。これは、ハ長調主要三和音の連結によって子どもが歌いやすい伴奏を弾くことができるよう指導している。そして、子どもの歌を用いて左手のみの簡易伴奏を習得することを目的としているが、右手のメロディをつけることまでには至っていない。そこで、右手のメロディと歌を併せて演奏することも必要ではないかと感じている。

第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導し、照合する項目について指導できていると考えた。これは、簡易伴奏法を習得することを目的としているが、左手の運指にも配慮しながらより効率的な伴奏を目指す必要性を感じている。

第11週の授業内容は、様々な調性におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導し、照合する項目について指導できていると考えた。これは、保育現場において用いられる子どもの歌の調整が、ハ、ト、ヘ、ニ長調で書かれたものが多いことや、伴奏の幅を広げることを目的としている。そして、簡易伴奏法の習得としては「指導できている」と考えているが、コードネームを確認し瞬時にピアノで演奏できる力へと発展させる必要性を感じている。

第12週及び第13週の授業内容は、保育現場における実践的な伴奏法を指導し、照合する項目に対して指導できていると考えた。これは、右手のメロディが転調することに対して左手の簡易伴奏法を成立させることを目的としている。そして、移調や移旋に発展させ、子どもたちが歌いやすい音楽的な環境及び子

どもたちが無理なくうたうことへの援助方法としての伴奏法を習得する必要性を感じている。

第14週の授業内容は、リズムを用いた伴奏法を指導し、楽曲をアレンジする能力を習得することから照合する項目に対して指導できていると考えた。これは、リズムを理解し伴奏形態として習得できているものの、保育現場における音楽的な活動の場面やタイミングについては考えられていない。伴奏を持って子どもの音楽的な援助を考えるならば、そのリズムがどのような表現力を兼ね備えているのかという知識や創造力もふくらませなければならないと考えている。

5-4では、これまでの5-1から5-3とは全く違った結果が見えた。そして、「小学校学習指導要領」との照合から「該当しない」となった部分以外について見ると、第2週の授業内容は、主要三和音を基にした和音の概念及び和音記号、簡易伴奏の基本を指導しているが、属七の和音について指導できていないことから、照合する項目に対して改善を要すると考えた。これは、和音の構造や和音記号を理解できるよう指導し、簡易伴奏は主要三和音を基に考えられることの意識付けを目的としている。しかし、主要三和音の指導だけでは不十分であり、属七の和音についても理解を深められる指導を改善しなくてはならないと考えている。

第3週の授業内容は、長音階及び短音階、調性を理解する内容を指導し、照合する項目に対して指導できていると考えた。これは、楽譜から調性を判定し、簡易伴奏を付けることの知識を得ることを目的としている。そして、調性について知識を習得する点では「指導できている」と考えられるが、教育現場における実践のためには、調号から瞬時に調性を判定できるようになる必要があると感じている。

第4週の授業内容は、ハ長調における主要三和音を指導しているが、ハ長調の属七の和音について指導できていないことから、照合する項目に対して改善を要すると考えた。これは、ハ長調の主要三和音を理解することにより、簡易伴奏へと発展させていくことを目的としているが、ハ長調の属七の和音も理解できるよう指導を改善しなくてはならないと考えている。

第6週の授業内容は、子どものうたう活動を援助するための伴奏法を指導しているが、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材ではないこと、また、主要三和音を用いた伴奏法を扱うことより属七の和音について指導できていないことから、照合する項目に対して改善を要すると考えた。これは、ハ長調の主要三和音を連結することによって子どもが歌いやすい伴奏を演奏できること及び子どもの歌を用いて左手のみの簡易伴奏を習得することを目的としている。しかし、より多くの小学校学習指導要領に掲載されている共通教材を用いて演習を行わなくてはならないと考えている。また、ハ長調属七の和音を含んだ簡易伴奏ができるよう指導をしなくてはならないと考えている。そして、左手の簡易伴奏に右手のメロディをつけることまでには至っていないことから、右手のメロディと歌を併せて演奏することも必要ではないかと感じている。

第7週の授業内容は、コードネームを用いた簡易伴奏法を指導しているが、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材3曲のみであることから、照合する項目に対して改善を要すると考えた。これは、簡易伴奏法を習得することを目的としているが、より多くの小学校学習指導要領の共通教材で演習を行う必要があることから、取扱う楽曲を検討しなくてはならないと考えている。また、左手の運指にも配慮しながらより効率的な伴奏を目指す必要性を感じている。

第10週の授業内容は、教員としての知識に該当する内容であるが、属七の和音について指導できていないことから、照合する項目に対して改善を要すると考える。これは、ト、ヘ、ニ長調の主要三和音を理解することにより、簡易伴奏へと発展させていくことを目的としているが、ト、ヘ、ニ長調の属七の和音も理解できるよう指導をしなくてはならないと考えている。

第11週の授業内容は、ト、ヘ、ニ長調におけるコードネームを用いた簡易伴奏法を指導しているが、属七の和音について指導できていない。そして、調性を限定しているため様々な調性における伴奏法の習得には至っていないことから、照合する項目に対して改善を要すると考える。これは、調号が少ない調性から

伴奏の幅を広げることを目的としているが、それぞれの調の属七の和音を使えるよう指導し、短調の楽曲の簡易伴奏法も習得するようにならなければならない。そして、コードネームを確認し、瞬時にピアノで演奏できる力へと発展させる必要性を感じている。

第12週の授業内容は、主要三和音を用いた伴奏法を指導しているが、属七の和音について指導できていない。そして、演習で取扱う楽曲は小学校学習指導要領の共通教材1曲のみであることから、照合する項目に対して改善を要すると考えた。これは、右手のメロディが転調することに対し左手の簡易伴奏法を成立させることを目的としているが、属七の和音を使えるよう指導し、より多くの小学校学習指導要領の共通教材で演習を行うよう、取扱う楽曲を検討しなくてはならないと考えている。

第13週の授業内容は、教育現場における実践的な伴奏法を指導し、照合する項目に対して指導できていると考える。これは、小学校学習指導要領の共通教材を用い、移調や移旋により子どもが歌いやすい簡易伴奏法を指導している。子どもが無理なくうたうことができるような援助方法としての伴奏法を習得する必要性を感じている。

第14週の授業内容は、リズムを用いた伴奏法を指導し、楽曲をアレンジする能力を習得することから照合する項目に対して指導できていると考えた。これは、リズムを理解し伴奏形態として習得できているものの、本来、音楽が持つ要素としては考えられていない。リズムを用いた伴奏法を用いて音楽的な表現することを考えるならば、そのリズムがどのような表現力を兼ね備えているのかという知識や創造力もふくませなければならないと考えている。

7. まとめと課題

本研究において「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」の施行にむけ「音楽Ⅲ」の授業で習得しなければならない内容が見えた。

課題として考えられることは、①和音の響き、②短音階、③ハ、ト、ヘ、ニ長調の属七の和音、④イ短調の主要三和音と属七の和音、⑤リズムによる音楽的な表現の5項目である。それぞれ授業内容に組み込むよう検討しなければならないが、現在の授業内容でも授業時間を最大限に使い指導をしている現状を鑑み、今年度と同じ授業時間内で、前述の5項目を加えて授業展開するには、授業進行の見直しが不可欠であると考えている。

また、弾き歌い伴奏法の課題として取り上げる楽曲の選曲については、保育士養成課程及び教員養成課程に対応できるようにしなければならない。そして、簡易伴奏であればどのような楽曲に対しても伴奏付けができるという力や子どもたちの表現を引き出せるような表情豊かな伴奏付けができるという力を習得できるような授業展開を考えたい。

筆者は、保育士養成課程及び教員養成課程に在籍する学生に対し、子どもたちがより豊かな感性を養い、より豊かな表現ができるための知識や技能を習得してほしいと考えている。そして、近い将来、保育者、教員として子どもたちの多様な表現に寄り添うことができる知識や技能を習得してほしいと考えている。そこで、必修科目、選択必修科目、選択科目などの区分はあるものの「音楽Ⅰ」から「音楽Ⅳ」の担当教員が連携し総合的な知識や技能を指導していかなくてはならないと感じている。そのためにも、早急に有効なシラバスを検討し、一貫した音楽に対する指導をしていかなければならないと考えている。

註釈

- 1) 村山ひとみ, 保育士養成における音楽の授業内容構造, 福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報6, 145-149, 2009

- 2) 明和史佳、望月たけ美, 小学校教員養成課程における音楽技能習得の実践: コード付け伴奏学習の授業を通して育まれる指導者としての資質, 常葉大学教育学部紀要第37号, 177-200, 2017

参考文献

- 1: 厚生労働省「保育所保育指針」, 平成29年3月31日告示
- 2: 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」, 平成29年3月31日告示
- 3: 文部科学省「幼稚園教育要領」, 平成29年3月31日告示
- 4: 文部科学省「小学校学習指導要領」, 平成29年3月31日告示
- 5: 文部科学省「小学校学習指導要領解説音楽編」平成29年
- 6: 無藤隆、汐見稔幸、砂上史子「ここがポイント! 3法令ガイドブックー新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解のためにー」フレーベル館, 2017